

## 新型コロナウイルス感染症に伴う学童クラブの留意点について

日頃は、本市の学童クラブ事業に対し、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市学童クラブにおきましては、感染症対策に努め学童保育を継続実施しておりますが、下記の留意点についてご確認いただきますようお願いいたします。

皆さまには、ご不便、ご負担をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

## 記

1	児童及びご家族が <u>新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、濃厚接触者と特定された場合、PCR検査等を受けた場合</u> は、速やかに学童クラブにご連絡ください。
2	児童で感染者が確認された場合につきましては、休業の予定はありませんが、 <u>職員で感染者や濃厚接触者が多数確認された場合等に勤務体制を整えることが出来ず、一定期間、当該学童クラブを休業することがあります。</u> また、小学校が休業する場合は、原則、学校の対応に準じ当該学童クラブも休業いたします。
3	児童や職員に感染が判明した場合、基礎疾患のある児童やご家族への注意喚起等のために「 <u>児童や職員に感染者が確認されたこと</u> 」を該当小学校の学童クラブの保護者の方へのみ情報発信いたします（ <u>感染者が確認され、学童クラブ内で濃厚接触者が特定された場合も含まれます</u> ）のでご理解・ご協力をお願いします。なお、その際、情報の取扱いについては、当該児童及び職員に風評被害が生じないように、人権に配慮した行動をお願いいたします。
4	下記の場合、 <u>学童クラブを利用していただくことができません。</u> ① <u>児童に感染が判明した場合</u> （保健所または大阪府が指定している期間が経過するまで）。 ② <u>濃厚接触の可能性のある方</u> （保健所または大阪府が指定している期間が経過するまで）。 ※家族、同居の方の感染が判明し、濃厚接触者となる場合は、ご利用を控えてください。 ③ 児童が <u>保健所等の指示でPCR検査を受けた場合</u> （検査結果が判明するまで）。 ④ 自主的な抗原検査等で陽性がでた場合（保健所または大阪府が指定している期間が経過するまで） ※保健所等への報告・厚生労働省 HP の「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の入力等をしてください。 ※発症届対象外の方は、陽性者登録センターへ登録をしてください。 ※健康状態がいつもと違う状態や症状が確認されている場合は、ご利用を控えてください。
5	「緊急事態宣言」等が発出され、 <u>感染拡大が懸念される状況になっている場合、可能なご家庭に対して、家庭での保育をお願いすることがあります。</u>
6	利用料につきましては、 <u>臨時休業や感染または濃厚接触等の理由で学童クラブをご利用いただけなくなった期間は免除されます。</u> 対象者の方には、該当期間を除いた日数で日割り計算を行い改めてお知らせいたします。 ※学童クラブへは事前に連絡をしていただきますようお願いいたします。 ※保健所または大阪府がしている期間以降等、自主的にご利用を控えられた場合は、該当日数に含まれません。 ※自主的な検査で、自己申告のみで保健所等に報告していない場合は対象となりません。